

令和2年6月30日

問合せへの回答について

文化庁参事官（芸術文化担当）付
新文化芸術創造活動推進室

「生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン」運營業務について、6月29日までにお問合せいただいた件に対して、下記のとおり回答いたします。

記

Q1 企画提案者としての募集対象は公演や展示・展覧会等を運営する各地域の文化芸術団体か。

A1 本事業に参画する文化関係団体、芸術団体、行政関係者等と連絡調整を行いながら、全国25程度の地域で公演や展示・展覧会等を実施する事業として企画提案が可能な芸術団体又は複数の芸術団体を構成員とする統括団体を想定している。

Q2 芸術家だけでなく地域も参加できる企画内容を想定しているのか。

A2 事業の企画・実施にあたっては、プロの芸術家や芸術団体のみならず、事業を展開する地域の文化関係団体や自治体等とも連携・協力体制を確保しつつ、文化関係団体、生徒やアマチュアなど、広く参加者を募る企画内容とすること。

Q3 どの期間の事業執行に係る経費が対象となるのか。

A3 委託契約日～令和3年3月31日の事業執行に係る経費が対象となる。

Q4 公演等の実施に必要な経費は全て対象となるのか。

A4 仕様書や文化庁委託事業実施要領等に計上可能な経費を記載しているのでご確認いただきたい。

Q5 チケット収入が発生しても良いのか。

A5 事業実施に伴い収入が発生することは問題ないが、委託業務終了後、適切に文化庁に報告すること。なお、委託費の額については、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と委託契約締結時の額のずれか低い額とする。